

令和5年10月16日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）第12条
第1項（医師の届出）による結核発生届様式改訂及び届出について（周知依頼）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が発出されましたので、情報提供いたします。

同通知は、本年4月1日に改正された感染症法により、法第12条の事項に変更が生じていることから、改訂した結核発生届を案内するものです（変更内容は下記の通りです）。

また、結核発生届に関し、医師が結核と診断した際は、直ちに最寄りの保健所（大阪市の場合は保健福祉センター）へ届け出ることが依頼されています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【改訂箇所】

新) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

旧) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。

【参考】大阪府ホームページ（様式掲載先）

検索エンジンで「大阪府 結核対策情報」でもアプローチ可能です。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/kekaku02.html#So>

【大阪府通知問い合わせ先】大阪府健康医療部感染症対策企画課企画推進G 06-4397-3267

